

市の刊行物等でPR 広告主を募集します



市は、新たな財源の確保を図るため、次の刊行物等の広告主(事業者)を募集します。

詳しくは市のホームページ(アドレスはページ下参照)に掲載の「西宮市広告掲載要綱・基準」を確認のうえ、各広告代理店へお問い合わせください。

《にしのみや子育てガイド》
4カ月児健康診断のときなどに保護者へ配布する子育て情報誌「にしのみや子育てガイド」(A4判49ページ。5000部発行予定)に掲載。

【募集期間】11月30日まで

【申込・問合せ先】広告代理店・一新社(06・6231・2103)

《窓口封筒》
市民が自由に利用できるよう市役所本庁舎および各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションの証明書発行窓口(年間約30万枚の使用予定)に掲載。封筒は広告代理店が用意します。

【募集期間】平成20年1月31日まで

【掲載期間】平成20年3月(予定)から1年間

【申込・問合せ先】広告代理店・郵宣企画(06・6305・2376)

広がるネットワーク 西宮産学官民 連携交流会

市と西宮商工会議所は、10月26日午後3時から西宮商工会館で「西宮産学官民連携交流会」

を開催します。市内事業者による産学連携の体験談を交えた講演や、大学・支援機関による窓口の利用案内、情報交換会などが行われます。

問合せは西宮商工会議所(0798・333・1131)へ。

※詳しくは同会議所のホームページ(<http://www.n-cci.or.jp>)をご覧ください。

【対象】市内事業所の経営者・技術者等

【参加費】無料(情報交換会参加者は1人500円)

【申込】ハガキに「産学官民連携交流会希望」、事業所の住所・名称・電話番号、参加者の氏名・役職名、情報交換会参加希望の有無を書き、10月19日(必着)までに西宮商工会議所(〒662-0854 櫛塚町2-20)へ

市立墓地の使用者を募る

申込は10月25日まで

市は、甲山墓園と白水峽公園墓地の使用者を募集します。いずれも再整地・新規墓所あり。申込は、所定の申込書を10月10日から25日(消印有効)までに西宮市斎園サービス公社(〒662-8567 六湛寺町10-3 市役所本庁舎8階 ☎0798・353306)へ郵送を。持参も可。

大震災の被災者(全半壊・全半壊の被災者証明書が必要)で、他市へ住所を移した人は申込可

▽配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族の遺骨・焼骨(分骨での申込不可)があり、お墓を主としてまつる人 ※天災・事故等で亡くなられ遺骨がないため遺品を埋蔵する場合は相談を

【公募数・永代使用料等】

①甲山墓園 82区画(2・73平方メートル・5・57平方メートル)。87万9605円〜198万8490円(午前9時〜午後5時15分)

②白水峽公園墓地 3平方メートル・36区画。61万2180円から▽4平方メートル・16区画。81万6240円から▽5平方メートル・1区画。119万9605円から▽2区画。139万2000円から

【申込書の配布】10月25日まで同公社で。1人1通。郵送希望者は、返信用切手1400円分と住所、氏名、ふりがな、電話番号、「募集案内希望」と書いたメモを封書で10月17日(必着)までに西宮市斎園サービス公社へ請求を。業者には配布しません

【現地相談】いずれも午前9時〜午後4時▽白水峽公園墓地：10月14日▽甲山墓園：10月21日 ※見学は同日以外でも可(午前9時〜午後5時15分)

秋の火災予防運動 始まります

火は見てる

あなたが離れるその時を

火災が発生しやすい季節を迎え、11月9日から15日までの期間、全国一斉に「秋の火災予防運動」が展開されます。消防局では、市民の皆さんに防火意識を一層高めてもらうため、期間中、カラオケボックス、物販販売店舗、高齢者が入居する福祉施設などの立入検査や消防訓練を行います。

問合せは消防局予防課(0798・327313)または各消防署へ。

○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

○事前に点検を
収納していた暖房器具を使う際は、取扱説明書を参照し、適切な点検を行いましょ。

○給油は火を消してから
石油ストーブは、必ず火を消してから給油しましょ。火がついた状態では、火災になる恐れがあります。給油後はタンクの口金を確実に締め、灯油漏れがないか確認を。

○周りに物を置かない
ストーブの周囲にカーテンや新聞など燃えやすい物を置いたり、洗濯物を乾かすのはやめましょ。スプレー缶は、ストーブの上や温風の当たる場所に置くと破裂する恐れがあります。

住宅火災への備え

火災警報器の設置を

住宅火災による全国の死者数が平成15年から4年連続して1000人を超えています。住宅火災による死者を減らすためには、火災を早期に発見する必要があります。このため16年に消防法が改正され、新築住宅は18年6月1日から、既存住宅は23年5月31日までに、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

大切な命を守るため、未設置の住宅は早期に設置してください。取付場所は寝室、台所、階段部分です。詳しくは消防署にお問い合わせください。

は、消費者センター等の窓口に相談しましょ。なお、訪問販売などはクーリング・オフ制度の対象ですので、購入後、一定期間は契約の解除が認められています。

住宅用火災警報器は、消防署では販売していません。家電量販店、ホームセンターなどで購入できます。品質を保証する日本消防検定協会鑑定の「NSマーク」(下図参照)が付いているものを選びましょ。

いのちを守る

7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは絶対やめる
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために「住宅用火災警報器」を設置する
- 寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災用品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために住宅用火災警報器を設置する

購入するときの注意

住宅用火災警報器の設置義務化に便乗して、不適正販売による被害が出ているので、注意してください。不審に思う場合

119番通報はあわてず正確に!

火事や救急で「119番」通報をするときは、あわてているために場所や状況を正確に伝えられないものです。日ごろから電話機のそばに「住所」「電話番号」を書いたメモをはり付けておくなど、正確な通報ができるよう心がけてください。

なお、緊急以外の問合せは西宮市消防局(0798・26・0119)へお願いします。

通報するときのポイント

- ①火事(救急)です
- ②住所・近くの目標
- ③何がどのように燃えているか、逃げ遅れの有無(患者の人数・性別・年齢・けがの状況など)
- ④あなた(通報者)の名前・電話番号



携帯電話から通報するときは

携帯電話からの119番通報は、電波状況により他市の消防につながる場合があるため、最初に「発生場所の市」を伝えてください。自分(通報者)のいる場所が分からない場合は、公衆電話からかけるか、近くのお宅に通報を依頼してください。

消防職員が訪問します

住宅防災診断

消防局は、住宅における安全性の向上を図るため、住宅防災診断を実施しています。

この診断は、わが家・わが身を守るための目安となる診断を行い、住宅内外での危険性を知ってもらい、どのように対処したらいいかを問いかけるものです。火災編・地震編・日常事故編の3編からなります。

消防職員が、ご家庭を訪問し、玄関先での問診により災害の対応状況などをお聞きして、住まいに適した対策を説明します。ご協力をお願いします。

阪神米穀のお米

えべっさん

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)
■<http://www.ebessan.jp>

今年もおいしい新米が入荷しました。

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。